

特定地域づくり事業協同組合制度の活用について

令和 2 年 1 1 月 9 日
あきた未来創造部

I 制度の目的

人口が急激に減少する地域において、特定地域づくり事業協同組合が地域の事業者
に人材を派遣することにより、地域の維持と地域経済の活性化を図る。

II 制度の概要

- 地域の事業者が組合員となる事業協同組合が、都市部からの移住者等を雇用し、
その者を、人手不足となっている組合員等にマルチワーカー※として派遣
※マルチワーカー：季節毎の労働需要等に応じて複数の事業に従事する者
- 事業協同組合の職員には、一定の給与水準と安定的な雇用を確保するとともに、
その運営費（人件費等）は、組合員等からの派遣料に加え、市町村の交付金で支弁

- ・事業主体：事業協同組合（新たな事業協同組合の設立を想定）
 - ・対象地域：過疎法に基づく過疎地域等
 - ・派遣人材：移住を希望する都市部の若者、地域おこし協力隊経験者、地域内の若者等
 - ・組 合 員：地域で事業を行う小規模事業者
 - ・財政支援：事業協同組合の運営費の 1 / 2 を市町村が支援
(市町村支援額の 1/2 を国の交付金で、1/4 を特別交付税で支援)

III 制度の活用意向のある市町村

	事業開始時期			
	令和 2 年度	令和 3 年度	未定	計
全国の状況	2 4 市町村 (1 4 道県)	1 8 市町村 (1 2 県)	2 2 市町村 (1 5 道県)	6 4 市町村 (2 5 道県)
上記のうち本県	東成瀬村	五城目町	—	2 町村

(令和 2 年 7 月 総務省全国調査)

IV 県の取組

- 事業開始に向けたポイントや全国の事例紹介などにより、人口急減地域における
本制度の活用を促進
- 活用意向のある市町村に対しては、関係機関（県、労働局、中小企業団体中央会
等）がアドバイス等を行う連絡会議を定期的を開催し、事業立ち上げを支援

V 市町村への依頼事項

県では市町村のサポートをしっかりと行っていくので、本制度の積極的な活用をお
願いする。

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、Uターン・Iターン者の障害

特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

制度概要

対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域）
対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合
対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等
認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能
財政支援：組合運営費の1/2を市町村が財政支援（市町村負担の1/2を国庫補助）
根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律＜令和2年6月4日施行＞

